

地区計画の届出（都市計画法第 58 条の 2）について

**【 松屋大和川通 2 丁地区、松屋町 1 丁地区 】**

地区計画の区域内で、建築物等の建築を行おうとする場合は、都市計画法第 58 条の 2 に基づく地区計画の届出が必要です。

本地区では、事務手続きを円滑に進めるため、地区計画の届出に先立ち、道路管理者（阪神高速道路株式会社）へ荷重制限等について事前に協議を行ってください。

<地区計画の届出の流れ>

●道路管理者との協議 【阪神高速道路株式会社】



●地区計画の届出 【都市計画課】

【提出書類】正副 2 部

- 届出書
  - 付近見取図
  - 場所のわかる図面（仮換地指定図など）
  - 配置図
  - 平面図、立面図
  - 断面図（建築物等の建築又は建設の限界(下限)の範囲内であることがわかるもの）
- ※建築物等の建築又は建設の限界(下限)の範囲内
- 松屋大和川通 2 丁地区：TP(東京湾平均海面) +2.23
- 松屋町 1 丁地区：TP(東京湾平均海面) +1.45
- 荷重制限の範囲内であることがわかるもの
  - 道路管理者の回答書
  - 委任状（手続きを委任する場合）

※各種図面は、道路管理者との協議図面と同じもの。

※届出は、着手の 30 日前までに行うこと。



○建築確認調査報告書への裏書 【都市計画課】

【お問合せ先】

堺市 建築都市局 都市計画部 都市計画課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1

電話：072-228-8398

阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部 道路管理課

〒552-0006 大阪市港区石田 3-1-25

電話：06-6576-3881（代表）